

麻生区子ども関連ネットワーク会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 麻生区における子ども関連団体、グループや関係機関の連携を図るとともに、子育てや子どもの育成を地域全体で支援することを目的に、麻生区子ども関連ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次の事項について協議する。

- (1) 子育てや子どもの育成に関する情報交換の促進。
- (2) 子育てや子どもの育成に関する諸活動への協力・支援。
- (3) 子育てや子どもの育成に関する諸活動・諸事業についての意見交換。
- (4) その他必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、別表1（第3条関係）に定める関係機関や団体から推薦された者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長が招集する。

- 2 委員は、ネットワーク会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 ネットワーク会議は、必要がある場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 ネットワーク会議は、必要に応じて部会を設置することができる。
- 5 部会の目的・構成等については、ネットワーク会議において定める。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関して必要

な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

麻生区子ども関連ネットワーク会議構成団体等

1	麻生区町会連合会
2	麻生区民生委員児童委員協議会
3	麻生区民生委員児童委員協議会主任児童委員部会
4	麻生区子ども会連合会
5	麻生区青少年指導員会
6	麻生区社会福祉協議会
7	麻生区地域教育会議
8	麻生区 P T A 協議会
9	麻生区内子育てサークル
1 0	麻生区内子育てボランティア
1 1	麻生区内障害児関係団体
1 2	麻生区内こども文化センター
1 3	麻生区内地域子育て支援センター
1 4	麻生区内児童家庭支援センター
1 5	麻生区内中学校
1 6	麻生区内小学校
1 7	麻生区内幼稚園
1 8	麻生区内保育所
1 9	神奈川県立麻生支援学校
2 0	川崎市北部児童相談所
2 1	川崎市北部地域療育センター
2 2	麻生市民館
2 3	麻生図書館
2 4	川崎市黒川青少年野外活動センター
2 5	学識経験者
2 6	麻生区役所